

## 歌 群 の 配 列

— 虫麻呂集歌をめぐって —

一

伊 藤 博

かつて考察したところによれば、高橋虫麻呂歌集から萬葉集に採り入れられた歌は、四六首を数える〔萬葉集の構造と成立〕上第四章第二節。内わけは、歌の種類について見ると、長反歌一四群三〇首、旋頭歌一首、短歌一首となり、収録された巻について見ると、

卷三 雑歌三一九～三二二（三首）

卷八 夏雑歌一四九七（一首）

卷九 雑歌一七二六～一七六〇（三五首）

卷九 相聞一七八〇～一七八一（二首）

卷九 挽歌一八〇七～一八一二（五首）

となる。<sup>(注1)</sup>

ここで問題の対象になるのは、右のうち、卷九の雑歌三五首と挽歌五首とである。他は、長反歌三首または二首の一群、短歌一首から成っており、虫麻呂集歌それ自体の配列を窺うにあたって問うべきところは何もなければある。ただし、この場合、卷九「挽歌」の五首は、

1 下總の勝鹿真間娘子の歌（一八〇七～一八〇八）

2 攝津の芦屋菟原娘子の歌（一八〇九～一八一二）

のごとく、「東国での歌→畿内での歌」という次第になっており、この配列は、現状の12、その逆の21のいずれかでしかありえない。すこぶる簡単な組み立てで、中央の奈良から見て、より遠い国に関する歌を前に、より近い国に関する歌を後に置いたのであるかと推察することで、一往解決がつく。

しかるに、「雑歌」の三五首は、東国での歌、畿内における地方での歌、都での歌等々が入り乱れて配列されており、一見したところ秩序とはおよそ無縁である。この現象に多年悩まされてきた。「雑乱なきにあらず」(代匠記)としてこれを許容するならば話は別である。萬葉集を意外に整合された、見事な組織を貫く歌集と見る筆者にとっては、とうてい放置しがたい現象である。さりとて、この三五首の配列について言及した人のあることを聞かない。

本稿は、多年のこの疑問を解くところに目的がある。

## 二

問題の三五首は、まず、

他人の歌一二首(短歌)

虫麻呂自身の歌二三首(長反歌九群二〇・旋頭歌一・短歌二)

の二つの部分に分けることができる。

他人の歌の部は、

丹比真人が歌一首(一七二二)

和ふる歌一首(一七二七)

石川卿が歌一首(一七二八)

宇合卿が歌三首(一七二九～一七三一)

碁師が歌二首(一七三二～一七三三)

小弁が歌一首(一七三四)

伊保麻呂が歌一首(一七三五)

式部大倭が吉野にして作る歌一首（一七三六）

兵部川原が歌一首（一七三七）

となっていて、明らかに虫麻呂の歌はない。ただ、一七二七は「和ふる歌一首」とのみあって、作者名を欠く。自作には署名しないという虫麻呂集歌（他の私歌集でもほぼ同様だが）の方針によれば、この一首の作者は虫麻呂だということも考えられる。

だが、その歌は、

あざりする人を見ませ草枕旅行く人に我が名は告らじ

と言ひ、女の立場で詠まれている。おそらくは、宴席の座輿の歌で、丹比真人の

難波瀉潮干に出でて玉藻刈る海人娘子ども汝が名告らさね（一七二六）

に対し、戯れのはねつけをこめながら応じた作と見える。だから、一七二七の作者は、宴席にいた人なら、男でも女でもよいわけで、その場に居合せた虫麻呂が女の立場で応じたが故に、署名がないと見られることも可能である。が、かりにそうであったとしても、ことさら「和ふる歌」と題する女の立場の一首に男性である虫麻呂の名を記してしまったのでは、すべてがぶちこわしになる。それで、一首はあくまである海人娘の歌、つまり他人の歌として提供されたのだと思う。これは、一首の実作者がかりに虫麻呂とした場合の解釈である。虫麻呂以外の人の作ということもありうるわけで、一七二六～一七三七の一二首を他人の部とすることに問題は無い。

この一二首を、一七六〇の左に注する「右の件の歌は、高橋連虫麻呂が歌集の中に出づ」の範囲に入るとするのは私見であって、通説ではない。一般には、一七三八から一七六〇までの二三首、さきに、虫麻呂自身の歌の集合と見た部分をさすとされている。しかし、一七二五の左に「右は柿本朝臣人麻呂が歌集に出づ」とあるあとに、一七二六～一七六〇がうち続き、その一七二六～一七六〇の中には出典や作者に関する注記がいくつかある。一七六〇の左にはじめて「右の件の歌は、高橋連虫麻呂が歌集の中に出づ」と注されている以上は、どう見ても、「右の件の歌」のさす上限は一七二六と考えるのが自然であろう。

さきに引いた旧著の中では言及しなかったけれども、右の見方にとって注目すべき事柄がこの一二首の中に見られる。一七二九～一七三一の題詞に「宇合卿歌三首」とあるのがそれである。「卿」は三位以上の人に対する

敬称である。一方、萬葉の時代には、人の名前を単独に呼ぶことは夫婦・恋人同士・親子などの間以外ではしないのが習いである。

石麻呂に我れ物申す夏瘦せによしといふものぞ鱧取り食せ(16三八五三)

と、大伴家持が友人吉田連石麻呂の名を直接呼んだのは、これが戯笑歌だからである。戯笑歌に限って人の名を呼ぶことが許されたのは、それ以外の場でのさような呼称は無作法とされたことを意味する。この考え方は、

憶良らは今は罷らむ子泣くらむそれその母も我を待つらむぞ(3三三七) 山上憶良

のように、自己の名を呼ぶことが謙称を意味することにつながっていく。

こういうわけで、「宇合」という名に敬称「卿」をつけるのは、すこぶる奇妙な呼称法だということになる。

事実、「氏十卿」をもって記すことは、「藤原卿」「石川卿」「大伴卿」「橘卿」等々、集中枚挙にいとまがないけれども、「名十卿」をもって称するのはここ以外に例がない。「宇合卿」というのは、藤原宇合とよほど親しい関係にあった人の記録と見なければならぬ。

高橋虫麻呂は藤原宇合の並々ならぬ庇護をうけた人と認められる。その関係の深さは、集中、ただ一つ虫麻呂の署名を記す巻六の九七一〜九七二、すなわち、

四年壬申に、藤原宇合卿、西海道の節度使に遣はさゆる時に、高橋連虫麻呂が作る歌一首并せて短歌

と題する歌に端的に示されている。また、巻九虫麻呂集歌の一七四七〜一七五〇・一七五一〜一七五二、すなわち、

春の三月に、諸卿大夫等が難波に下る時の歌二首并せて短歌

難波に経宿りて明日に還り来る時の歌一首并せて短歌

と題する歌に現われる「君」は藤原宇合と見て狂いはなく、ここには、その「君」に対する深い思いやりがこまやかな筆緻の中に託されている。

虫麻呂集歌には、東国での歌と攝津・河内での歌が多い。そもそも、このことが宇合の足跡と対応している。

元正朝養老三三年(七一〇七月十三日)、常陸国守の身であった宇合は、安房・上總・下總を管する按察使に任せられている。宇合が常陸国守に任せられた年月は明らかではないけれども、宇合は三年前の靈龜二年(七一六)八月

二十日に遣唐副使に任ぜられ、帰国したのがこの前年の養老二年十二月十三日であるから、按察使に任ぜられた時がすなわち常陸国守になった時期と見て大過ない。宇合は、以後数年、常陸に在任したはず。虫麻呂の東国関係の歌は武蔵を除いては、虫麻呂の常陸守・按察使としての足跡と符合する。武蔵も常陸の隣国であるから、宇合・虫麻呂がともども足を運んだことは当然考えられる。

一方、宇合は、聖武朝神亀三年(七二〇)十月二十六日に知造難波宮事に任ぜられ、天平四年(七三二)三月二十六日にその功を終えている。虫麻呂の攝津・河内関係の歌はすべてこれに対応すると見られ、さきに指摘したように、巻九の一七四七～一七五二の歌には、長反歌三群によって成るそのどれにも、宇合が「君」と呼ばれて登場するのである。

虫麻呂は、その歌稿に、藤原宇合を「宇合卿」と呼んで歌を書きとどめることのできる最適の人であったと言つてよい。さような「宇合卿が歌三首」と題する歌が、「右の件の歌は、高橋連虫麻呂が歌集の中に出づ」の範圍に入つてきわめて自然な部分に出てくるわけで、このことは、一七二六～一七三七の一二首が虫麻呂歌集の範圍であったことを示す有力な証拠となりうるであらう。

証拠といへば、もう一つ注意しておかなければならないことがある。人麻呂集歌一七一九の左に、

右の一首は、或本には「小弁が作」といふ。或いは姓氏を記せれど名字を記すことなく、或いは名号をいへれど姓氏をいはず。しかれども、古記によりてすなはち次ついでをもちて載す。すべてかくのごとき類は、下しもみなこれに倣なまへ。

という文章が記されていることである。これは、作者表記において、一七一五～一七一九の五首が氏だけで、続く一七二〇～一七二五の六首が名だけで、そしてさらに続く一七二六～一七三七の一二首があるいは氏あるいは名だけで記されていることについての断りである。それらについて、巻九の編者が、「古記」(古い記録)の順序を尊重して歌を並べておくと云っているのだが、この場合、一七一五～一七一九・一七二〇～一七二五が人麻呂集所出歌であることが大切である。その人麻呂集歌が「古記」と呼ばれているのである。であれば、等しく「古記」と呼ばれる一七二六～一七三七も、何らかの私家集に拠つた歌と見るのがすなおな考えといふべく、それが、さきに論じたように、ごく自然に虫麻呂集所出歌と見られる範圍に含まれているのであるから、一七二六～

一七三七を虫麻呂集歌とみなすことは、この面からも立証されると言うべきである。

当然のことながら、虫麻呂集歌でない歌を、虫麻呂集の歌として論ずることは許されるべくもない。それで、旧論に引きつづき、以上補強を加えた。

さて、「古記」の順序のままとするこの他人の歌の部はすべて旅に関する。その点は、さきの人麻呂集歌でも同様で、氏だけの五首は近江、名だけの六首は吉野での詠である。そして二つとも、同じ旅の一堂で詠まれた歌と見ることが出来る。前者は古歌の誦詠、後者は時に当っての感慨と認められる。が、当面の一二首は一堂での歌とは思われない。

最初の二首は、攝津の難波での歌だが、それに続く石川卿の

慰めて今夜は寝なむ明日よりは恋ひかも行かむこゆ別れなば(一七二八)

は、土地の女との共寝が実現したことを喜ぶ旅の男の気持ちを示す歌であるから、前二首を承けて、海人娘子への恋が成就した趣きに仕立てた、同じ宴での座興と思われる。一七二七の和歌を詠んだ娘子は表面で一七二六の申し入れをはねつけている。けれども、名告りを申しこまれた場合、一度は拒否するのが当時の習いであったことや、一七二七自体が娘子に成り代つての某人の戯れ歌であることなどを思えば、続く一七二八で恋の完結する歌が登場する道筋に無理は感ぜられない。

次の宇合卿の歌三首は、第一首の「梶島」の所在が不明であるけれども、三首一連であることが、第一首の「暁の夢に見えつつ」と第三首の「けだし我妹に直に逢はむかも」との対応によって明らかである。第一首、

暁の夢に見えつつ梶島の磯越す波のしきてし思ほゆ(一七二九)

は、自分が思うので家郷の妻が夢に見えるところの夫の立場で歌い、第二首の

山科の石田の小野のははそ原見つつや君が山道越ゆらむ(一七三〇)

は、旅の夫を思う妻の立場で歌い、前歌の望郷に応ずるようになっていっている。引き継いで、第三首は、前歌に対する夫の立場で、

山科の石田の杜に幣置かばけだし我妹に直に逢はむかも(一七三一)

と歌い、第一首の「夢の逢ひ」に対して「直の逢ひ」を祈念することで全体を結んでいる。山科(山城の国)を旅

する折の、ある一夜の宴席で、つれづれなるままに楽しまれた歌にちがいない。第一首に類歌一二三六、第二首に類歌三一九二が存することなども、これが座興であったことを告げよう。

続く基師の歌は、

大葉山霞たなびきさ夜更けて我が舟泊てむ泊り知らずも(一七三二)

思ひつつ来れど来かねて三尾の崎真長の浦をまたかへり見つ(一七三三)

と歌うもので、第一首は巻七の一二二四と同形歌である。一二二四は近江の歌と見られる部分にあるから、第一首も当然近江の歌と見られる。であれば、第二首もまた近江の歌なるべく、従来、その「三尾の崎真長の浦」を、琵琶湖西岸、高島町明神崎もしくはその北の岬に擬しているのも肯なわれる。第一首は近江の同じ大葉山を通過するにあたり、先行する一二二四を利用したのである。

この二首が近江の歌であれば、次の小弁の歌が、

高島の安曇の港を漕ぎ過ぎて塩津菅浦今か漕ぐらむ(一七三四)

と、やはり近江航行の歌になっている点を見のがすことはできない。これは、夫の旅の上を案じる妻の立場の歌で、宇合の一七三〇と同じ発想である。第四句の「塩津」は琵琶湖東北端の港で、琵琶湖を航行して北陸路に進む人が必ず上陸する地である。前歌の真長の浦より少し北の安曇の港(安曇川河口)から船泊ての地塩津にかけての夫の身を思うこの歌は、湖上航行の前途を思う夫の前二首にうますぎるほど調和する。三首は一組で、一七二六―一七二八や一七二九―一七三一と同様、旅宿の一夜などに、旅愁を慰めるために詠まれた同じ座の歌であつたに相違ない。(注2)

続く伊保麻呂の歌は、

我が曇三重の川原の磯の裏にかくしもがもと鳴くかはづかも(一七三五)

と言う。「三重の川原」は四日市市南部の内部川の川原で、これは伊勢の国の歌である。前後に伊勢の歌はなく一つ独立している。最後の二首は、

山高み白木綿花に落ちたぎつ菜摘の川門見れど飽かぬかも(一七三六)

大滝を過ぎて菜摘に近づきて清き川瀬を見るがさやけさ(一七三七)

と言ひ、等しく吉野の菜摘の瀬の清らかさを歌っており、同席の一組であることが明白。作者名も、この二人だけに職名「式部」と「兵部」とを冠しており、ここからも連れ立ちであることが知られる。

以上一二首は、「攝津三首」→山城三首→近江三首→伊勢一首→大和二首」の次第になる。これは、畿内（攝津・山城）→東山道（近江）→東海道（伊勢）→畿内（大和）の図でもあり、巻十四などが従った延喜式の上代国郡図式には対応しない。と言って身分順でもなさそうである。四季の順ということを考えてみても、季節語を持つ歌は一七三五だけで、取りつくしまもない。結局、この限りでは基準不明というほかはないけれども、考えられるのは、年代順もしくは歌稿入手順ということであろう。各国の歌があちこちに入り乱れているわけではないし、「古記」の順序のままというその配列に無統制な面は見られないということで、ここは満足するよりほかはない。

問題のほとんどは、第二部ともいふべき虫麻呂自身の歌を並べた部分にある。そちらに眼を転ずることによ

## 三

虫麻呂自身の歌の部分二三首の状況を大観するために、その題詞を掲げて様相を眺めてみよう。

1 上總の周准の珠名娘子を詠む一首并せて短歌（一七三八～一七三九）長反歌二首——東国上總

2 水江の浦の島子を詠む一首并せて短歌（一七四〇～一七四一）長反歌二首——畿内攝津

3 河内の大橋を独り行く娘子を見る歌一首并せて短歌（一七四二～一七四三）長反歌二首——畿内河内

4 武蔵の小碕の沼の鴨を見て作る歌一首（一七四四）旋頭歌——東国武蔵

5 那賀の郡の曝井の歌一首（一七四五）短歌——東国常陸

6 手綱の浜の歌一首（一七四六）短歌——東国常陸

7 春の三月に、諸卿大夫等が難波に下る時の歌二首并せて短歌（一七四七～一七五〇）長反歌四首——畿内河内

8 難波に経宿りて明日に還り来る時の歌一首并せて短歌（一七五一～一七五二）長反歌二首——畿内河内

9 検税使大伴卿が、筑波山に登る時の歌一首并せて短歌（一七五三～一七五四）長反歌二首——東国常陸



10 霍公鳥を詠む歌一首并せて短歌（二七五五～二七五六） 長反歌二首——畿内大和  
 11 筑波山に登る歌一首并せて短歌（二七五七～二七五八） 長反歌二首——東国常陸

右において、5は那賀の郡が当時武蔵にもあったことから、前歌に引き続き武蔵での歌とする考えもある。しかし、巻九「雑歌」の虫麻呂集歌では、虫麻呂の任国常陸に限って歌詞に国名を記さない。この歌の題材である「曝井」は「常陸風土記」那賀郡の条に由来記を持つことでもあり、ここは次歌一七四六とも常陸での歌とすべきである。また、7は大和と河内との国境、龍田の山を越えて攝津（難波）へと旅行く時の歌、8は一夜明けての難波からの帰りに滝田山を越えて大和を目指す歌であるから、大和・河内・攝津のいずれにも所属させることができる。ここでは、大和と攝津の中間を旅している点に着目して、便宜河内の歌と見ることにする。ただし、いずれに所属させても論旨に影響はない。さらに、10は、「霍公鳥を詠む歌云々」とあるだけでどこでの歌か示していない。しかし、虫麻呂集には珍しく風流の鳥ほととぎすを詠んでおり、長歌に「我がやどの花橋に棲みわたれ鳥」ともあって、奈良での詠であることが知られる。

さて、右に表示したところを、東国各国は同じ生活圏、大和・河内・攝津も同じ生活圏と見て、さらに大きく括ると、「東国（上總）——畿内（摂津・河内）——東国（武蔵・常陸）——畿内（大和・河内）——東国（常陸）」——畿内（大和）——東国（常陸）」と並ぶ図になる。まことに不思議な構図であるが、これを、作者表記を押し立てる巻々に共通する時間的配列とかりに見るならば、畿内は、大和（奈良）を根拠地にして二、三泊以内で往來できる地域であるから回数が分散されても問題は無い。しかし、遠い東国では簡単に往來することはできないから、虫麻呂はその生涯において最小限度四回東国に行きその地の人となったと見なければならぬ。

しかし、さような足跡を虫麻呂の上に見出すことはむづかしい。一人の人間が同じ地方に四回も足を留めた例など、史書にも見出しにくい。虫麻呂の東国在住は、先刻述べた養老三年（七一九）以降数年の間一回と推測するのが自然である。すべてを譲って、虫麻呂が四回東国に住んだ体験を持つと仮定しても、第一回は長反歌二首（二七三八～二七三九）、第二回は旋頭歌一首（二七四四）と短歌二首（二七四五～二七四六）、第三回は長反歌二首（二七五三～二七五四）、第四回は長反歌四首（二七五七～一七六〇）しか歌わなかったというようなことがありうる

であろうか。虫麻呂歌集の東国関係歌は、巻九「相聞」の一七八〇〜一七八一（常陸鹿島での歌Ⅱ長反歌二首）のほか、巻三「雑歌」の三一九〜三二一（駿河の富士山の歌Ⅱ長反歌三首）と巻八の「夏雑歌」の一四九七（常陸の筑波山の歌Ⅱ短歌一首）とがある。この六首を考慮して割り振ってみても、一回の詠歌数にさしたる変りはない。

もっとも、虫麻呂は寡作の人であったからその度毎の歌が少なくと言ってしまうえば、それまでである。四回というのも推定なら、一回というのも推定であるから、右に見た、東国での歌と畿内での歌とが入り交る奇妙な姿について、そうなって然るべき理由が別途に明らかにされることが、ぜひとも必要である。そこで、二三首を改めて凝視するに、7から12までの一四首（一七四七〜一七六〇）が季節の順に整然と並んでいることを知る。

すなわち、まず78は春の歌である。そのことは、7の題詞に「春の三月に云々」と言い、8も難波に一宿しただけで同じ龍田山を越える歌である点だけからも明瞭だが、事実、その歌にはことごとく春の「桜の花」が詠みこまれ、一七四七には「春雨の継ぎてし降れば」という句まである。

続く9と10とは夏の歌である。9は、その長歌を「うち靡く春見ましゆは夏草の茂くはあれど今日の楽しさ」と歌い納めており、反歌も、その「今日」を承けて、「今日の日にいかにかしかむ云々」と歌っている。そして、10も、夏の鳥「ほととぎす」を詠む歌でまぎれるところはない。その長歌は、ほととぎすの托卵本能という珍しい習性と世にも美しい声とを主題に、初夏の代表的景物である「卯の花」や「橘の花」を取り合せている。

最後に11と12とは秋の歌である。長歌に「尾花散る師付の田居に雁が音も寒く来鳴きぬ新治の鳥羽の淡海も秋風に白波立ちぬ」の歌句を持ち、反歌を「筑波嶺の裾廻の田居に秋田刈る妹がり遣らむ黄葉手折らな」と歌う11が秋の歌以外のなにもでもないことはいうまでもない。12は、長歌には季節を表わす語はないけれども、「男神に雲立ち上りしぐれ降り濡れ通るとも我れ婦らめや」と歌い納める反歌によって、秋の歌であることが確認できる。「しぐれ」は、季節歌巻である巻八と巻十の両巻においても、すべて秋の雨とされている。「常陸風土記」に、筑波山の雑歌は春秋の季節に行なわれるとしているが、ここは秋の雑歌なのである。

以上一四首、まぎれもなく、「春（78）——夏（910）——秋（1112）」の順序に整然と並べられている。うち、東国での歌と畿内での歌とが共存するのは夏に限られるけれども、この場合、東国での歌が先立てられ、それに畿内での歌が追い継ぐ形になっているのは注意を要する。これは、「挽歌」の虫麻呂集歌が「東国の真間娘

子に関する歌（一八〇七～一八〇八）→畿内の菟原娘子に関する歌（一八〇九～一八一〇）の形になっているのと一致するからである。一四首には、季節の順序という大きな基準の内側に、もう一つ東国から畿内へという小さな基準が適用されていることを知る。

では、この一四首の前に並ぶ1～6の九首はどうなっているか。ここには、浦の島子伝説を詠む2の長歌を、春の日の霞める時に 住吉の 岸に出で居て 釣舟の とをらふ見れば いにしへの ことぞ思ほゆる：

：（一七四〇）

と歌い起す以外、季節にかかわる歌は一首もない。ただし、

埼玉の 小埼の沼に 鴨を翼霧る おのが尾に 降り置ける霜を 掃ふとにあらし（一七四四）

と歌う4の「霜」については、これを季節語かと疑うむきがあるかもしれない。

しかし、「詠物」「寄物」の小題をもって類聚する季節歌巻十を参照するに、

イ春されば水草の上に置く霜の消つつも我れは恋ひわたるかも（一九〇八）「春相聞」寄霜

ロ天飛ぶや雁の翼の覆ひ羽のいづく漏りてか霜の降りけむ（二三三八）「秋雑歌」詠霜

ハはなはだも夜更けてな行き道の辺のゆ笹の上に霜の降る夜を（二三三六）「冬相聞」寄霜

のごとく、春・秋・冬いずれともされる景物であった。右に引いたイは初句の「春されば」、ロは第二句の「雁の翼」とのかかわりによって、それぞれが「春の霜」「秋の霜」であることが判断できる。だが、ハは他に冬であることを示す表現がない。しかるに、「冬相聞」に入れられている。これは、歌以外に一首を冬とする資料があったことによるのであろう。何か抛りどころがなければ、単に「霜」が詠まれているだけでは、春・秋・冬いずれに所属させるべきか認定は不可能なのであって、当面の一七四四はその扱いと見て誤まらない。なお、この歌に詠まれた「鴨」は、「雁」などと違って季節の鳥とはされていない。

こうして、7～12の季節歌一四首に対して、1～6の九首は、總じて無季歌としての配列であることが明らかである。しかるに、その中に一つだけ、「春の日の霞める時に云々」という季節語を有する歌が置かれている。これはまことに不思議な現象である。しかし、7～12の姿勢と1～6の趨勢とのあまりにもきれいな相違によれば、これらの歌（1～12）を並べた人は、「春の日の霞める時に云々」の表現を有するものの、この浦の島子を詠

む歌を季節の歌とは見なかったと考えるべきではなからうか。

そこで熟考すべきは、2の長反歌があくまで浦の島子の伝説を詠む歌であって、ここに紹介されている浦の島子の話そのものは、春とは何ら関係がないことである。言いかえれば、浦の島子の話は春に起こった事件として味わうのでなければ意味がないものとして、もつと言え、春以外の夏・秋・冬などに想起することを拒否するものとして紹介されているわけではないのである。虫麻呂が、たまたま春の日の霞んでいる時に住吉の岸辺にたずんで往時の話に思いを致したと設定しているにすぎないのである。それが臚化された物語世界を醸出し、一篇に大きな効果を与えていることはまちがいないけれども、島子伝説そのものは春とは縁がない。そして事実、「水の江の浦の島子が鯉釣り鯛釣り誇り七日まで家にも来ずて海境を過ぎて漕ぎ行くに」以下「ゆなゆなは息さへ絶えて後つひに命死にける」まで、島子伝説を語る長歌の主要部分にも、「をそやこの君」と批判する反歌にも、季節を示す表現は一つも現われない。(注。)

このように見てくると、長歌の冒頭八句は、さような物語が想起される代表的な時期として設定されたもので、これを現代語に置き換えるならば、「春の日が霞んでいる時などに、住吉の岸辺に腰を下ろして沖行く釣舟が波に揺れているさまを見ると、ひとしおいにしえの世のことが思われるのであります」というような意図をこめての表現であったと見るべきではないかと思われる。

以上、1〜6の九首を7〜12に対する季節にかかわらない歌としての扱いと見るとき、それはいなる内部構造を持っているのであろうか。7〜12を季節の順、および東国→畿内の順という基準で並べた以上、季節に係しないからと言ってそれが無統制に配列されたとは考えにくい。そこに何の基準も見出だせないということであれば、7〜12に発見したところも意味を失ないかねない。

結論を言ってしまうと、ここは、「長反歌→旋頭歌→短歌」というのが第一基準、そして、「東国→畿内」というのが第二基準であると考えられる。具示すれば、次のとおりである。

- (1)長反歌 東国上總(一七三八)〜一七三九)
- (2)長反歌 畿内攝津(一七四〇)〜一七四一)
- (3)長反歌 畿内河内(一七四二)〜一七四三)

- (4) 旋頭歌 東国武蔵(一七四四)  
 (5) 短歌 東国常陸(一七四五)  
 (6) 短歌 東国常陸(一七四六)

これはこれで、まことに整然たる配列といふことができる。長反歌の部分に見られる「東国→畿内」の順序は、7、12の季節歌群の内部基準と「挽歌」の一八〇七、一八一に見られる基準と一致するもので、巻九虫麻呂集歌の配列に一貫した姿勢のあることが知られる。

巻九の虫麻呂長歌の配列に一貫した姿勢があるといふことをめぐって想起されるのが、さきに触れた人麻呂集歌一七一九の左注である。虫麻呂集歌の他人の歌の部一七二六、一七三七等について「古記」の順序のままを尊重すると記すその文章は、自作の部一七三八、一七四六(1、12)については必ずしもそうではないことを暗示しているように思われる。とすれば、巻九の虫麻呂集歌における虫麻呂自身の部分の配列は、虫麻呂集の原形ではなく、巻九編者の操作によって成った結果かと考えられる。その場合、内部基準において、「東国→畿内」の順序が採られたのは、原虫麻呂集歌において、東国の歌が畿内の歌より前に一括されて存在したことに影響されてのことであろう。事実、虫麻呂集歌の東国の歌々は、畿内の歌々より作歌年代が古いのである。つまり、原虫麻呂集歌の配列は時代順に則っていたであろうことが推測されるわけである。<sup>(注4)</sup>

ちなみに、巻九には、虫麻呂より一時期後れる田辺史福麻呂の歌集から採録された歌が一七九二、一七九四(「相聞」と一八〇〇、一八〇六(「挽歌」とにあり、前者は長反歌一群、後者は長反歌三群によって成る。その後者の配列は、

- (1) 東国相模 足柄の坂を過ぐるに死人を見て作る歌一首(一八〇〇、この歌には反歌がない)

- (2) 畿内攝津 葦屋処女の墓を過ぐる時に作る歌一首并せて短歌(一八〇一、一八〇三)

(3) 畿内大和 兄弟の死去を哀しびて作る歌一首并せて短歌(一八〇四、一八〇六)となっていて、虫麻呂集歌の内部基準と同じ方針によっている。

福麻呂集歌は巻九の第二次資料で、後人の追補によって現況を呈したと認められる。巻九は、「雑歌」において一七六一、一七六五の五首が、「相聞」において一七八二、一七九四の三首が、「挽歌」において一八〇〇

一八〇六の七首が追補部分と推測されるのだが、福麻呂集歌はいずれもその中に入っている（先掲旧著参照）。  
 かような福麻呂集歌の配列が原巻九の虫麻呂集歌の内部基準と一致することは、虫麻呂集歌に読み取った本稿の配列方法を、巻九追補の編者たちが知悉していたことを意味するであろう。すなわち、本稿の読解については、早々と、萬葉時代に有力な証人がいるとすることができるように思われる。

## 四

以上、巻九「雑歌」の虫麻呂集歌が「他人の歌の部」「虫麻呂自身の歌の部」の二つに大きく分れつつ、きわめて秩序ある配列に従っていることを述べた。念のため、その様相をここでまとめると、次のとおりである。

一人人の歌の部（「古記」の順序のまま）

攝津三首（一七二六～一七二八）

山城三首（一七二九～一七三一）

近江三首（一七三二～一七三四）

伊勢一首（一七三五）

大和二首（一七三六～一七三七）

二虫麻呂自身の歌の部（原巻九編者の操作）

Ⅰ無季の歌

1長反歌

東国上總二首（一七三八～一七三九）

畿内攝津二首（一七四〇～一七四一）

畿内河内二首（一七四二～一七四三）

2旋頭歌

東国武蔵一首（一七四四）

3短歌

東国常陸一首（二七四五）

東国常陸一首（二七四六）

## Ⅱ 四季の歌

### 1 春の歌

畿内河内四首（二七四七～二七五〇）

畿内河内二首（二七五一～二七五二）

### 2 夏の歌

東国常陸二首（二七五三～二七五四）

畿内大和二首（二七五五～二七五六）

### 3 秋の歌

東国常陸二首（二七五七～二七五八）

東国常陸二首（二七五九～二七六〇）

右において、二のⅠのⅠの畿内の歌が「攝津→河内」の順、3の短歌が「一七四五（那賀郡での歌）→一七四六（多賀郡での歌）」の順、二のⅡの3の秋の歌が「一七五七～一七五八（筑波山での眺望の歌）→一七五九～一七六〇」（筑波山の壠歌の歌）」の順になっていることなども、厳密な配列論としては追究する必要がある。二のⅡのⅠの春の歌は、前四首が往路、後二首が帰路の同じ折の歌であるから、問う必要はない。

「攝津→河内」の場合、前者の方が後者よりはるかに長篇であること、「一七四五→一七四六」の場合、前者が国府に近い那賀郡の歌で後者が国府に遠い多賀郡の歌であること、「一七五七～一七五八→一七五九～一七六〇」の場合、前者は秋たけなわの頃の歌で後者は晩秋の歌であることなどが指摘できる。この指摘は、巻九編者の思考に充分一致しうるのであろう。ただし、原虫麻呂集においては、東国の歌は東国の歌で、攝津方面での歌は摂津方面の歌で時代順に一括されていたと推測されるから（既述）、これらは、一七四七～一七五二と同様、原形を尊重した結果だということもありえよう。

さて、右に表示した巻九「雑歌」における虫麻呂集歌の配列を観望するときに、ただちに思いあたる歌群があ

る。同じ巻九「雑歌」の人麻呂集歌一六六五～一七〇九(四五首)である。この人麻呂集歌の範囲は、一六六七～一七〇九と見る説(萬葉集全註釈)や一六八二～一七〇九と見る説(石井庄司『古典考究萬葉篇』)があり、まだ決着を見ていない。虫麻呂集歌の場合と同様、一七〇九の左注に「右は、柿本朝臣人麻呂が歌集に出づる所なり」とある。「右は」をすなおに追い上げてゆくと一六六五～一六六六に達するので、先掲旧著で説いたとおり、ここでも、一六六五～一七〇九をその範囲と見ることにする。

その人麻呂集歌は、大要を明かすと、次のような配列になっている。

一 他人の歌の部

齊明朝紀伊行幸時二首(一六六五～一六六六)

文武朝紀伊行幸時一五首(一六六七～一六八二)

二人麻呂自身の歌を中心とする部

I 無季の歌

1 献 歌

对忍壁皇子一首(一六八二)

对舍人皇子二首(一六八三～一六八四)

2 旅の歌

山城五首(一六八五～一六八九)

近江二首(一六九〇～一六九二)

紀伊二首(一六九二～一六九三)

II 四季の歌

1 春の歌

山城五首(一六九四～一六九八)

2 秋の歌

山城二首(一六九九～一七〇〇)



献歌五首（一七〇一～一七〇六）

舍人皇子一首（一七〇七）

山城二首（一七〇八～一七〇九）（注。）

### 3 冬の歌

献歌一首（一七〇九）

この配列は、さきに見た虫麻呂集歌のそれと、根本においてまったく一致する。二つに密接な関連があることは疑うべくもない。右人麻呂集歌の配列については、巻九編者の操作ではなくて、原人麻呂集歌の原形に従った結果だとする考察がある（渡瀬昌忠『柿本人麻呂研究歌集編上』参照）。とすれば、巻九「雑歌」における虫麻呂集歌の配列は、人麻呂集歌を巻九に収めるにあたり、右に表示した構造に着目した巻九の編者が、それに倣って虫麻呂集歌の原形を編成しなおした結果であるということができよう。かりに、人麻呂集歌の右の配列が巻九編者の操作によると見るのが正しいとしても、巻九の編者は、人麻呂集歌と虫麻呂集歌を同じ構造に仕立てて、前後対比しつつ歌を並べたということができ（注7）る。

萬葉集巻第九が人麻呂集歌と虫麻呂集歌とを根幹資料とする歌巻であり、人麻呂集歌を古の歌群、虫麻呂集歌を今の歌群として対比する古今倭歌集（ここんやまとうたあひら）としての構造を貫いていることについては、さきに引いた旧著の中で詳しく論じた。それは、原巻九においてはきわめて歴然としており、のちに追補を承けた現存巻九においても、消されることなく俤をとどめている。今、原巻九についてその様相を見ると、次のとおりである。

### 雑歌

一六六四― 卷頭雄略御製

一六六五―

人麻呂集歌（四五首）

一七〇九―

一七一〇―

或云人麻呂作（二首）

一七一―

|      |            |
|------|------------|
| 一七二二 | 人麻呂集歌(二四首) |
| 一七二五 |            |
| 一七二六 |            |
| 一七六〇 | 虫麻呂集歌(三五首) |
| 相聞   |            |
| 一七七六 | 白鳳朝古歌(七首)  |
| 一七七二 |            |
| 一七七三 |            |
| 一七七五 | 人麻呂集歌(三首)  |
| 一七七六 |            |
| 一七七九 | 奈良朝今歌(四首)  |
| 一七八〇 |            |
| 一七八一 | 虫麻呂集歌(二首)  |
| 挽歌   |            |
| 一七九五 |            |
| 一七九九 | 人麻呂集歌(五首)  |
| 一八〇七 |            |
| 一八一一 | 虫麻呂集歌(五首)  |

右の考察は、人麻呂集歌と虫麻呂集歌とが卷九において占める位置とか歌数とかの形態によって導かれたのであったが、今回の考察によって、より重要な配列の内面においても、両者に密接なかわりのあることが明らか

になった。しかも、それが、巻九の中心部分である「雑歌」においてははっきり看取されたのである。萬葉集巻第九が、人麻呂集歌を古の歌群の代表、虫麻呂集歌を今の歌群の代表として押し立てる古今倭歌集を構成することは、こうして、ますます普遍性を加えるに至ったといえることができるであろう。

つけても、厳しい読解を前提とすることなしに、萬葉集に組織が見られないとか、不統一ゆえの美があるとかいうような発言を行なうことは、誠に慎まなければならないと思わずにはいられない。(昭和六十一年九月三日稿)

## 注

1 巻三の三一九く三二一については、三二一の左注に「右の一首は高橋連虫麻呂が歌の中に出づ」とあるので、その範囲について、古来、異説が多い。ここでは歌柄その他から見ても三首を指すと見ておく。

2 かような旅先での宴歌の形をとる歌は、羈旅報告をかねて帰京後に楽しんだということも考えられる。旅先でも歌い、帰京後も歌ったという場合もありうる。ここに「旅宿の一夜などに」と記したのは、この点を考慮してのことである。

3 浦の島子伝説の最古の記録は、「雄略紀」二十二年の次の文章である。

秋七月に、丹波の国の余社の郡の筒川の人、瑞江の浦の島子、舟に乗りて釣す。遂に大亀を得たり。便に女に化爲る。是に、浦の島子、威りて婦にす。相逐ひて海に入る。蓬萊山に到りて、仙衆を歴り観る。語は別巻に在り。

すなわちここでは、浦の島子の事件を「秋七月」のこととしている。島子伝説を雄略二十二年の事件とすることは、『丹後風土記』(『積日本紀所引』『扶桑略記』(二)『浦島子伝』)などでも同様である。巻九の編者の念頭に、この系統の話がどの程度存在したかは不明。いずれにしても、当面の島子伝説は「雄略紀」系統とは舞台も違い、季節とは関係がない。

4 本稿の骨子を昭和六十一年十月十七日の萬葉学会における講演で語ったところ、渡瀬昌忠氏から、虫麻呂集歌のその配列は虫麻呂自身が、人麻呂集歌の配列に倣った結果と見る方がよいのではないかという示教を得た。この考えに従っても、本稿の論旨に大きな支障をきたすことはない。が、この辺のことは今後よく考えることにして、今は原案に従っておく。ちなみに、本稿が推定する原虫麻呂集歌の形態(自作の歌の部分に限る)を左に表示する。漢数字は巻名、算用数字は国歌大観番号。( )の算用数字は西暦。

|               |   |           |    |
|---------------|---|-----------|----|
| 養老三年<br>(719) | 三 | 319~ 321  | 駿河 |
| ……            | 九 | 1745      | 常陸 |
| ……            | 八 | 1746      | 〃  |
| ……            | 九 | 1497      | 〃  |
| ……            | 九 | 1757~1758 | 〃  |
| ……            | 九 | 1759~1760 | 〃  |
| ……            | 九 | 1738~1739 | 上總 |
| ……            | 九 | 1807~1808 | 下總 |
| ……            | 九 | 1744      | 武蔵 |
| ……            | 九 | 1753~1754 | 常陸 |
| ……            | 九 | 1780~1781 | 〃  |
| 養老七年<br>(723) | 九 | 1755~1756 | 大和 |
| ……            | 九 | 1740~1741 | 摂津 |
| ……            | 九 | 1809~1811 | 〃  |
| ……            | 九 | 1742~1743 | 河内 |
| ……            | 九 | 1747~1750 | 〃  |
| ……            | 九 | 1751~1752 | 〃  |
| ……            | 九 | 971~ 972  | 大和 |
| 神龜元年<br>(724) | 九 | 1755~1756 | 大和 |
| ……            | 九 | 1740~1741 | 摂津 |
| ……            | 九 | 1809~1811 | 〃  |
| ……            | 九 | 1742~1743 | 河内 |
| ……            | 九 | 1747~1750 | 〃  |
| ……            | 九 | 1751~1752 | 〃  |
| ……            | 九 | 971~ 972  | 大和 |
| 天平四年<br>(732) | 六 | 971~ 972  | 大和 |

最初の三一九〜三二二は、赤人の三一七〜三一八に倣って往路の歌と見た。養老七年頃の帰路の詠とも見られる。かよ  
うに、多少の出入りはあろう。が、大勢は動かないと思う。なお、巻六の九七一〜九七二だけが巻六に採られたのは、こ  
の歌だけが、題詞に年号と歌の対象である人名（「藤原宇合卿云々」）とを明記していたことに拠ると考えている。

5 わずかながら一六八五〜一六八六・一七〇六の三首が他人の歌なので「人麻呂自身の歌を中心とする部」という。この  
三首のうち、一七〇六は自身の歌一七〇一〜一七〇五と密接な関係にあり、切り離すことができない。このこと別稿に譲  
る。なお、自身の部の他人の歌にはその題詞に作者を明記しており、その点、一六六五〜一六八一と様相を異にしている。

6 前の「山城二首」と離れて存在するのは、前の二首が初秋、この二首が晩秋であることによる。ついでながら、原人麻  
呂歌集の季節歌で題詞のない歌は巻十に廻されている。

7 この場合は、ならば、なぜ、原巻九の編者は、人麻呂集歌と虫麻呂集歌との原形をわざわざ解体して現存巻九のような  
形にしたのかということ問われなければならない。前に位置する巻第八も後に続く巻第十も純粹の季節歌である。こ  
のことに引かれての操作と考えるのがおだやかであろう。ついでながら、巻八「夏雑歌」一四九七に虫麻呂集歌が採られ  
ていることについてはすでに触れたが、「筑波山に登らざりしことを惜しむ歌一首」と題するその歌一つだけがなぜ巻八  
に収められたのかは明確ではない。一四九七は後人追補の歌と認められるのだが、その追補者は原巻九の編者とはむろ  
ん、原巻九に追補を行なった編者とも違う人で、虫麻呂歌集に洩れていた歌を拾ってここに収めたのであろうか。